

財・アジア福祉教育財団
補助金関連

1. 補助金適正化法適用の有無等

(1) 補助金適正化法の適用 無し

(2) 会計法に基づく契約 随意契約

(3) 随意契約とした理由及び法人選定の具体的理由

(財)アジア福祉教育財団に対しては、昭和54年度よりインドシナ難民の定住促進事業を委託しており、昭和58年度からは一時滞在難民(越ポートピープル)を収容、処遇するための国際救援センター運営等の事業も併せて委託している。この間、同財団は、1万人を超える入所者に対し、滞在受入、日本語教育、社会生活適応指導及び就職斡旋等の支援を行っているほか、退所後に日本に定住する者に対しては生活援助金の支給、難民相談員による定住難民への助言及び指導などのアフターケアも実施している。これらの活動を通じて、同財団は、個々のインドシナ難民が抱えるバックグラウンド、それに対するケア及び日本での定住支援のためのノウハウについて実績を積み重ねてきており、その結果、日本における難民の受入実務に関しては、中心的役割を担っているだけでなく、体系的かつ豊富な知識・実績を有する唯一の機関であるため。

2. 委託費及び年間収入に対する比率

委託費額	783,323千円(年間収入の70.0パーセント)
(内訳) 外務省	630,907千円
文化庁	81,879千円
厚生労働省	70,537千円

3. 補助金支出明細(様式2)

補助金等支出明細書

(様式2)

1. 補助金等の名称	政府開発援助インドシナ難民等救援業務委託費	
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的	我が国がインドシナ難民等問題解決のために行う国際協力及びその他難民に対する人道支援の一環として行う。	
(2) 具体的な内容	1. 本邦定住を希望するインドシナ難民及び条約難民の日本定住を促進（国際救援センターの管理運営及びアフターケア事業等） 2. 個別に我が国に庇護を求める外国人（難民認定申請者）に対し、我が国における難民認定申請に対する結果が判明するまでの間生活面での保護を実施 3. 海外において我が国の顔の見える難民支援に資するため、難民・避難民発生地域の調査、人道支援を行う我が国NGOの活動支援等を実施 4. 人道支援分野における草の根活動の促進のため、国内外で活動するボランティア要員を養成するとともに、これらの活動を通じてNGOとの連携を強化	
3. 交付先の公益法人の名称	財団法人 アジア福祉教育財団	
4. 交付実績額	783,323 千円（A）	
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	182,735 千円	
(2) 一般管理費	51,489 千円	
(3) その他の管理費		
	内容	金額
		千円
		千円
	合計	千円
	合計	234,224 千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
	支出内容	支出先
	国際救援センター入所者（年間164名）に対する給食業務に関する支出	20,916 千円
	国際救援センター警備業務に関する支出	21,667 千円
	国際救援センター設備メンテナンス業務に関する支出	6,326 千円
	国際救援センター施設清掃業務に関する支出	3,811 千円
	難民認定申請者緊急宿泊施設連絡人業務等に関する支出	1,623 千円
	合計	54,343 千円（B）
(2) (1)以外の支出		
	支出内容	支出先
	インドシナ難民、条約難民（のべ203名）、難民認定申請者（年間100名）への生活援助費	101,228 千円
	海外調査旅費、難民相談員、職業相談員交通費等	26,749 千円
	翻訳料、ワークショップ講師謝金等	8,150 千円
	日本語教育に係る経費（講師謝金、講師交通費、教材費等）	79,352 千円
	就職援助事業に係る経費（広域活動求職援助費等）	42,162 千円
	その他（センター施設の維持費、補修費、報告書印刷費等）	69,936 千円
	合計	327,577 千円
7. その他		
	内容	金額
	臨時職員（事務補助、通訳、看護婦他）、難民相談員、職業相談員謝金	108,949 千円
	上記臨時職員等社会保険料事業主負担分	12,091 千円
	公租公課（消費税）	17,456 千円
	国庫返納金	28,789 千円
	合計	167,285 千円
8. 再補助・再委託等の割合	6.9 %（B/A）	

（注）補助金の交付実績額に比し、支出の合計額が多くなっているが、これは、国際救援センターで管理しているバスが地元自治体のディーゼル車規制により使用できなくなり、これを売却したことによって生じた収益を国庫返納金に含んでいるためである。